特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	市営(改良)住宅管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

坂出市は、市営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

坂出市長

公表日

令和7年10月29日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	市営住宅(公営住宅・改良住宅)の管理事務					
②事務の概要	・公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき、公営住宅および改良住宅を建設し、住宅困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、①入居資格の確認(所得要件・在住用件等)、②家賃決定・敷金決定等の事務に使用している。					
③システムの名称	市営住宅管理システム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
入居者情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表27の項及び52の項					
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	建設経済部建設課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	坂出市総務部総務課(〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5002)					
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ					
連絡先	坂出市建設経済部建設課(〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5011)					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>						
	いつ時点の計数か	令和7年10月27日 時点						
2. 取扱者	数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満						
いつ時点の計数か		令和7年10月27日 時点						
3. 重大事	3. 重大事故							
	Nに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし						

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 施機関については、そ]	質目評価書又は全項	3) 基礎項目評価書	書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書	
されている。		C40 C40 == 2.11.		H I	y vy y y y y y y y y y y y y y y y y y	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワー	ークシステムを	通じた入手を除く 。	。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[O]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	조(委託や情報提供オ	ネットワークシ ス	ステムを通じた提供を	- 除く。)	[O]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続	しない(入手)	[〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Е]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	市営住宅管理システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。					

9. 監	查							
実施0)有無	[]自己点検	[]	内部監査	[〇] 外部監査	
10. 稅	ዸ業者に対する教育・	啓発						
従業者	音に対する教育・啓発	[十分に行っている	5]	l		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 重	長も優先度が高いと考	えられ	いる対策			[]全	≧項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優る対策	- 先度が高いと考えられ	<選打 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7))権限のない者によ)委託先における不)不正な提供・移転が)情報提供ネットワー	われるリ け、事務(って不正(正な使用 が行われ・ ークシステ ・ った、滅・滅・	スク/ に使り 等の るリを るしを	への対策 要のない情報 用されるリス・ リスクへの対策 くりへの対策 通じて不正な	限との紐付けが行われるリスクへの対策 クへの対策 対策 〔〈委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策	
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である]	l		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	おり、 ことか	アクセス可能な職員の	の名簿を 職員、ア	年度	ごとに作成す	t、ICカードとパスワードによる認証によって限定 けることで、アクセス権限の適切な管理を行ってし い職員等)によって不正に使用されるリスクへの	ハる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	I 5. ②所属長	課長 佐藤 浩二	課長 渡辺 靖生	事後	
平成29年7月18日	Ⅱ 1. いつ時点の計数か	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
P成29年7月18日	Ⅱ 2. いつ時点の計数か	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月13日	I 5. ②所属長	課長 渡辺 靖生	課長	事後	
令和1年6月13日	Ⅱ 1. いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月13日	Ⅱ 2. いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月13日	Ⅳ リスク対策	-	評価書の内容のとおり	事後	様式変更による
令和7年10月29日	I 1. ②事務の概要		・公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき、公営住宅および改良住宅を建設し、住宅困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。・特定個人情報ファイルは、①入居資格の確認(所得要件・在住用件等)、②家賃決定・敷金決定等の事務に使用している。	事後	
令和7年10月29日	I 3. 法令上の根拠	別表第一19の項及び35の項	別表27の項及び52の項	事後	
令和7年10月29日	I 7. 請求先	坂出市総務部職員課危機管理室(〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5023)	坂出市総務部総務課(〒762-8601 坂出市室 町二丁目3番5号 0877-44-5002)	事後	
令和7年10月29日	Ⅱ 1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年10月27日時点	事後	
令和7年10月29日	Ⅱ 2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年10月27日時点	事後	
令和7年10月29日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 市営住宅管理システムへのアクセスが可能な職 員は、ICカードとパスワードによる認証によって 限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年 度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な 管理を行っていることから、権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員等)によって不正に 使用されるリスクへの対策は「十分である」と考 えられる。	事後	新様式への移行に伴うもの
令和7年10月29日	IV 11. 最も優先度が高いと 考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 [3)権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策] 当該対策は十分か【再掲】 [十分である] 判断の根拠 市営住宅管理システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式への移行に伴うもの